

かしま再発見～北鹿島編～ ギャラリートーク（その二）

「歴史史料が語る北鹿島」

日時：平成 29 年 3 月 4 日（土）14 時～

場所：エイブル 2 階 交流プラザ

講師：鹿島市民図書館学芸員 高橋研一

今年度は、「かしま再発見」の 2 回目として、北鹿島地区の方々のご協力を得て、3 ヶ月間にわたり、展示を行ってきました。本日は、その関連事業として、北鹿島地区の歴史や文化を調べる上で、苦労したことや感じたことを通して、魅力ある地域の歴史・文化を次世代に引き継いでいくための課題などをお話していきたいと思ひます。

地域の歴史を調べる時に最初にするこは、その地域について書かれた文献を読むこです。その文献をもとに地域の概略を把握し、古文書や石造物の調査を行う目途を付けていきます。鹿島市は 6 つの町村が合併してきていますが、6 つの町村のうち、北鹿島地区だけがこれまで地域の歴史書を編纂していませんでした。

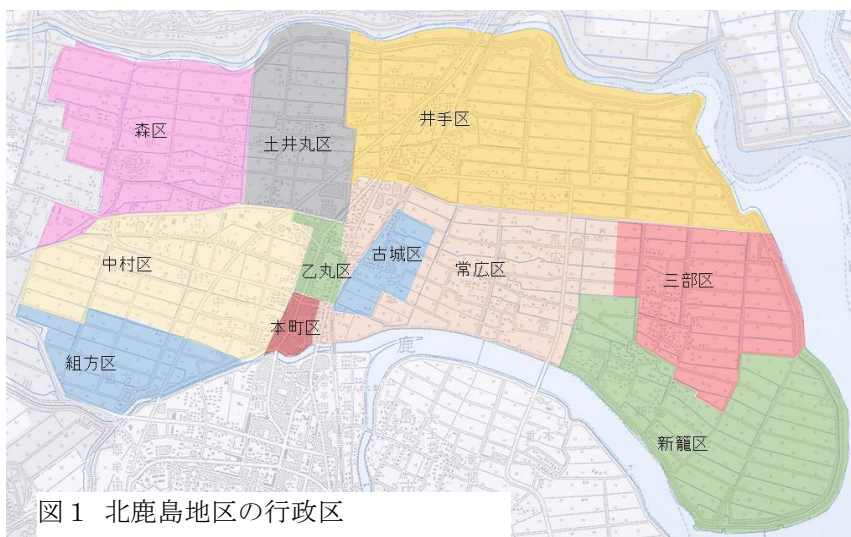


図 1 北鹿島地区の行政区

そのため、北鹿島がどういふ地域で、どういふ歴史を持っているのかということを見るためには、『鹿島市史』等の本の中から北鹿島の部分をピックアップして少しずつまとめていくしかありません。また、そのもとになる古文書などの歴史史料はどうかというと、高潮や洪水などの災害、地域の人々の転出、史料の廃棄などによって、それまで残されてきた古文書や文化財が失われ続けている状況にあります。

このように、地域について書かれた文献もない、古文書もあまり残されていないという状況の中で、どのようにしたら北鹿島の全体像を描いていくことができるのかというのが、今回の一番大きな課題でした。

現存する北鹿島地区に関する古文書としては、鹿島藩主だった鹿島鍋島家の文書、それから北鹿島村役場の上級官庁である佐賀県や藤津郡に残されている行政文書や北鹿島地区の各区が保有していた区有文書、かろうじて残されてきた村役場・個人・寺社の文書があります。そして北鹿島地区の人が詠んだ、あるいは北鹿島地区を詠んだ漢詩文・和歌・俳諧にも注目しました。

こうした北鹿島地区を取り巻く史料環境を踏まえると、一番大事なことは、中核的な文書群が失われてしまった現在、地域の全体像をくまなく知ることは不可能だということです。そこで、今回取り組むに当って、3 つの方針を立てました。第 1 に、どういふ視座を持ったら北鹿島地域

の全体を描くことが出来るのかということです。第2に、しっかりと史料に基づいて個別の事実関係を確認し、それに基づいて私たちがこれまで聞いてきた通説を再検討することです。第3は、ひとつの史料からどれだけ多くの情報を読み取ることが出来るかということです。今回はこの3つの流れに沿いながら、具体的な事例に即してお話したいと思います。

北鹿島地区は、北は塩田川、南は鹿島川が流れ、東に有明海が広がっています。塩田川も鹿島川もかなり上流まで海水が上がってくるので、北鹿島地区は海に囲まれた地域といえます。そのため、目前にある川から直接水を引いて生活や農業に使うことができません。唯一、西側が塩田と陸続きでつながっています。

かつては現在の海拔5m辺りまでが海だったといわれています。五ノ宮神社のある小山だけが海面から顔を出している状態でした。それが、海面が後退していくに従って、人々が生活していく台地が変わっていくわけです。

古代から中世にかけて、北鹿島地区一帯は塩田郷と呼ばれていました。そのことを物語るのが、大永7年(1527)に大村純前(大村純忠の養父)が北鹿島にあった莊嚴院に奉納した大般若経(写真1)です。ここに「藤津郡志保田庄賀島村」という表現が出てきます。北鹿島地区が塩田荘(塩田郷)に含まれていたこと、戦国時代の地名が「鹿島」ではなく「賀島」であったことがわかります。

それが江戸時代になって塩田郷に鹿島藩と蓮池藩ができてくると、一体だった地域が鹿島藩領と蓮池藩領のふたつに分かれてきます。この時に蓮池藩となった井手・三部は引き続き塩田郷でした。それに対して、鹿島藩になった地域は鹿島郷となり、これまでの塩田郷から分離されます。鹿島川より南側の鹿島藩領は能古見郷と表現され、鹿島郷は北鹿島の鹿島藩領だった地域のみをさします。そして、明治時代になって、蓮池藩領だった井手・三部が北鹿島村に合併され、初めて北鹿島地区という現在の枠組みが出来てきます。

このように塩田郷として一体だった地域が段階的に分かれていく過程で、境界線をどのように決め、維持していくのか、また水利や祭礼などがどのように整理・展開されながら現在に至っているのかということが非常に大事なポイントになってきます。

さらに、北鹿島地区の全体像を描くために不可欠なことは、常にふたつの視点から描くということです。鹿島藩領と蓮池藩領があったこと、常広城と多良街道が通る城下町の地帯と田園地帯があったこと、双方の視点からバランスよく地域の歴史を描いていく必要があります。ただ残念ながら、商業地帯の中心である本町区の文書がほとんど残されておらず、江戸時代から明治時代にかけて、どういう町並みが広がって、どういう職種の人たちがいたのかなど、そういう商業の構造が今では一切分からなくなっています。

それでは次に、柳瀬水道と五ノ宮神社を取り上げ、ひとつひとつの史実を確定、そして私達が疑いなく受け入れている通説を再検討していきたいと思います。

まず最初に水道の問題を取り上げます。海水に囲まれた北鹿島地区では、海水が遡上してこない地点の河川から、農耕や生活の水を確保する必要がありました。江戸時代になると、鹿島藩と

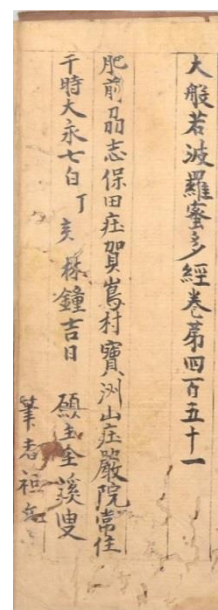


写真1 大般若経
(本覚寺蔵)

蓮池藩の協定に基づき、塩田川から北鹿島に向けて流れる日吉水道と柳瀬水道が相次いで造られます。

柳瀬堰の横には、昭和13年(1938)に建てられた「鹿島村水聖地」という石碑があります。この側面には柳瀬水道の由来が刻まれていて、柳瀬水道の歴史をまとめた最も古い文章になります。その碑文には、「柳瀬水道ハ享保三年鍋島直朝公ノ英断ニヨリ、舊蓮池藩トノ協定ノ下ニ柳瀬井堰ヲ造リ、之ヨリ水道ヲ五町田村横井手ニ通セシメ、鹿島村ノ灌漑水トナセリ」と記されています。多くの本は、この碑文を典拠として、柳瀬



柳瀬井堰

水道が享保3年(1718)に造られたという書き方をしています。しかし、根拠となった古文書を読み解いていくと、誤った解釈に基づく文章であったことがわかりました。また、日吉堰とか横井手とか瓶井樋とかの水道にまつわる重要な施設について、何年に、何のためにできたかということが一切書かれていないということにも気づきました。

それでは、どうしたら水道の歴史に辿りつけるのか。今回は鹿島鍋島家文書のうち、鹿島藩の数々の治水事業に携わった平尾水月(1668~1753)が書き残した覚書に注目し、水道施設の築造年代や変遷を解明する作業に取り組みました。

北鹿島地区でなぜ水の問題が起こってきたかということについて、平尾水月は次のように書いています。「鹿島郷ハ五十年已前ハ惣むた田ニて、水も自由之在所ニ而候、段々塩田之者者悪義をいたし、古法も人法も取失、難義之在所ニ相成」。水月は1750年頃にこれを書いているので、その50年前というと1700年頃になります。その頃、北鹿島地区はすべて湿地帯だった。いろんなところから水が入ってきて水に不自由しない場所だった。しかし、段々塩田の者がよからぬ事をして、取り決めなども守らなくなったので、水に難儀する所になってしまったというのです。

これはあくまで鹿島藩の言い分で、塩田には塩田の言い分があると思いますが、少なくとも水月の覚書からは、北鹿島地区の水利問題は蓮池藩が成立したことによって生じた極めて人為的な問題だったことが分かります。

ここから、どのようにして水を確保していくのかという話が始まります。鹿島藩としてはそのまましておくわけにはいかないので、北鹿島に水を持ってこれるように、蓮池藩と交渉をします。その中で、享保3年に鹿島藩から蓮池藩に、柳瀬に新しく井堰を造りたいと打診をします。蓮池藩の本体は佐賀市にあって、塩田は飛び地になります。佐賀の蓮池城の中にある請役所は鹿島藩の申し入れを承諾し、それを塩田に伝えます。しかし、塩田は強く反対します。すると、請役所もあっさり前言撤回して、鹿島藩に新井堰の設置を認めないと回答します。

「鹿島村水聖地」の碑文を書かれた方は、この冒頭の部分、享保3年にお問い合わせに行ったという文章を見て、享保3年に柳瀬水道が出来たと書いてしまったわけです。しかし、この文書を最後まで読んでいくと、結局塩田の反対にあって造れなかったのです。古文書を読み解く際に、中途半端に止めてしまうと誤った歴史観や年表が造られてしまうのです。

その後も、鹿島藩は繰り返し蓮池藩にお願いを続けていきます。そのたびに蓮池藩領の村々の反対によって頓挫していきます。その間、参勤交代で江戸に詰めていた鹿島藩主と蓮池藩主の間で、井堰新設の話がまとまりますが、これも塩田の強硬な反対により、実現しませんでした。最

終的には、蓮池藩家老が新堰設置を鹿島藩に申し出、ようやく享保 16 年に柳瀬堰と柳瀬水道（新水道）が完成しています。

ようやく水道は出来たけれども、鹿島藩としては思ったようには水が得られなかったため、塩田が上のほうで水をせき止めているに違いないと考え、水道に関する施設を蓮池藩ではなく、佐賀本藩に直轄してもらおうと動きます。これは蓮池藩にとって頭の痛い話で、鹿島藩が直接蓮池藩に不満を言っている段階では一切動かないのですが、鹿島藩が本藩に働きかけを始めたことが分かった瞬間に態度が変え、蓮池藩の方から水利の協定を結び、それを守りましょうということになってきます。それが元文 3 年（1738）に作られた「五町田村横井手水流ニ付申談覚」という史料です。

これまで、『鹿島市史』や『塩田町史』では、何年に水利協定が結ばれたということは書かれているのですが、何のために結ぶ必要があったのかということは一切書かれていませんでした。でも、こうした文書を組み合わせて読み解いていくことによって、なぜこの時期にこのような協定書を結ばなければならなかったのかということが非常に分かりやすくなってきました。

これだけ苦労してようやく水が得られるようになったのですが、延享 4 年（1747）蓮池藩家老は突然、柳瀬水道は塩田領の障害になっているとして、一方的に取り壊してしまいます。どうということかという、水道を引くと、その部分の土地が削られて使えないわけです。当時は飢饉に苦しんでいる時期であり、蓮池藩そのものが財政的にも厳しく、耕地面積の確保が重要な課題でした。

柳瀬水道がなくなると、水の量は半分減ってしまいます。そこで鹿島藩は寛延 2 年（1749）、柳瀬井堰がつぶされた 2 年後に、佐賀本藩領だった西牟田村から中村・組方にかけて、鹿島川の下をくぐる形での水道（底井樋）を造ります。しかし、西牟田そのものも水が潤沢なところではなかったもので、さらにその 2 年後の寛延 4 年に、常広村・新籠村に至る迎（向井）水道を敷設し、水の確保を図っています。

これまでは、迎水道がなぜ必要だったのか、あの時期にあそこに水道を引かなければならなかったのかということがよくわかっていなかったのですが、こうやって時系列にまとめていくと、流れが見えてきます。柳瀬水道がなくなる、水不足に陥る、水を確保するために水道が造られる。それが迎水道だったのです。鹿島の中での水道が造られる順番と意味合いがよりクリアになってきました。

最終的には、柳瀬堰が取り壊されてから約 40 年後の天明 4 年（1784）にもう一度鹿島藩と蓮池藩で協定書が結ばれて、柳瀬水道が再興されます。それが現在の柳瀬水道になります。このときなぜ蓮池藩が応じたかという、井手・三部からの苦情が激しかったからです。鹿島藩に水をやらないということは、井手・三部も見捨てると同じなわけです。さすがに自分の藩の藩民が飢餓に及ぶようなことがあると、藩政としても具合が悪いので、つぶされてから 40 年位経ってようやく水路が再興されるという事になります。

それから、塩田川から北鹿島に流れる水道施設の中で、最も重要な施設が横井手です。柳瀬水道と日吉水道が合流する地点にあり、横柳瀬水道が造られる以前は、日吉水道を三ヶ崎方面と森・井手方面に分水する極めて重要な井堰でした。この横井手もこれまで造られた年代が不明でしたが、今回の調査で承応 3 年（1654）に鹿島藩と蓮池藩の協定により設けられたことが判明しました。これに伴い、日吉水道も承応 3 年以前に造られたこともわかったのです。

農業や消防などで人々の生活と密接に結びついている水道に関して、これまでは正確な事実関係がよくわかりませんでした。特に、一度文字に書かれ、繰り返し転用されると、それが事実として定着して、間違った事実が歴史書の中に刻まれていくことになります。「水聖地」の碑文は北鹿島地区にとっての柳瀬水道の重要性を顕彰した貴重な史料ですが、その記述が無批判に引用されることで、「史実」として定着してしまいました。また、柳瀬水道が辿った苦難の歩みについても、これまで全く知られてきませんでした。いかに事実を正確に知り、伝えることが大切で、難しいかを感じていただけるのではないのでしょうか。

また、水道の問題は隣接する地域との関係の中で見るのが大事になります。特に上流の区や井堰を管理する側の人たちと、水を分けてもらう側の人たちの考え方には大きな違いがあります。今回の展示では、塩田の調査が十分出来なかったので、鹿島藩の一方的な言い分を紹介したのですが、例えばこの話だけが残っていったとすると、塩田の方が悪くてこういうことになったと新しい歴史書として残ることになるわけです。そういうことではないということで、自治体を超えて史料の情報を共有し調査していく枠組みがないと、なかなか実態にたどり着いていけないのかなというのが、今回の水道を通じて感じたことです。

次に、五ノ宮神社を取りあげて、通説を再検討することの大切さを考えていきたいと思います。

五ノ宮神社は北鹿島地区の惣鎮守として古くから崇敬を集めてきました。和銅2年(709)に大和国の丹生社の分霊を勧請したことに始まり、その後、鹿島藩主とのかかわりの中で、初代の忠茂に深く信仰されたこと、3代直朝が社殿を再興したこと、そして明治6年に村社となったというのが、「通説」として説明されていることです。こういう通説がいつできたかということ、実は明治12年に五ノ宮神社が佐賀県に提出した由緒書から始まっているのです。

今回、五ノ宮神社や鹿島鍋島家の文書を読み解いていくことにより、「通説」とは全く違う姿が見えてきました。まず創建についてですが、和銅2年とはどういう年かということ、藤原不比等の進言によって、本社である大和の丹生川上社が創建された年です。それから100年ほど下って、承和2年(835)に大和から塩田に勧請したのが塩田(馬場下)にある丹生神社になります。

丹生神社は塩田川沿いに相次いで末社を創建します。二ノ宮(常福村)、三ノ宮(五町田村)、四ノ宮(袋村)、そして一番下流の森村に勧請されたのが五ノ宮神社です。五ノ宮神社は塩田の丹生神社の末社として創建されているため、五ノ宮神社は少なくとも承和2年以降ということになります。さらに下流の井手村と常広村には天子宮があり、丹生神社の末社となっていました。

塩田に勧請された丹生神社は、塩田郷一带にくまなく末社を作り、神社の祭礼を通してこの地域がひとつにまとまっていた。しかし、この中に鹿島藩ができ、塩田郷から鹿島郷が独立していくことによって、この祭礼が分断されていきます。

慶長13年(1608)初代鹿島藩主鍋島忠茂が五ノ宮神社に参詣し、病が癒えたことから深く信仰したとされてきました。しかし、忠茂時代の文書には一切「五ノ宮神社」という表現は見られません。その一方で、五ノ宮神社のことを指して「森山」という表現が出てきます。忠茂は「森山」に別業(別荘)を築いたと言われていました。「森山」は見晴らしが良くて、戦国時代には「盛要害」(森岳城)と呼ばれる軍事拠点になっていました。五ノ宮神社＝「森山」には、宗教拠点としての役割と軍事・政務の拠点としての役割のふたつの意味合いがあったわけですが、忠茂の時代にはあくまでも軍事・政務の拠点として使われていました。

その後、延宝 5 年(1677)3 代藩主直朝が社殿を再興して神門を建てたとされていますが、この時には直朝は既に隠居をしていて、息子の直條の代になっています。実際に直朝が行ったのは、承応 2 年(1653)に「森山」にあった忠茂時代以来の建物を常広城の本丸に移転したことです。これにより、「森山」は宗教拠点として整備されるようになり、直朝は慶安元年（1648）鳥居を奉納しています。この鳥居の碑文が五ノ宮神社に関する最も古い同時代史料になります。

五ノ宮神社の通説や伝承で取り上げられる藩主は忠茂と直朝で、直朝を継いだ 4 代藩主鍋島直條は一切出てきません。しかし、古文書を調べていくと、五ノ宮神社にとって、最も重要な藩主は直條です。通説では延宝 5 年（1677）直朝が社殿を再興したとされていますが、これは直朝ではなく、直條によって行われています。直條は無事成人できたことを感謝して、五ノ宮神社の「再興」を行っています。そのため、五ノ宮神社は鹿島藩主家の産土社として位置づけられるようになります。

直條は貞享 4 年（1687）には「丹生五宮祭祀中興記」を執筆し、これに基づいて、翌年から例大祭を開始しています。現在でも北鹿島地区で続く五ノ宮神社の例大祭は、直條によって始められたのです。さらに元禄 15 年（1702）に「森岡山丹生五宮鐘銘并序」、すなわち五ノ宮神社に奉納する鐘の銘文を執筆しています。

また、直條は五ノ宮神社の縁起を新しく作らせています。これが「賀嶋護宮森大明神再興縁起」です。注目すべきは「五ノ宮」ではなく、「護宮」としていることです。なぜこのようなことをしたかという、鹿島藩の産土社であり、かつ鹿島郷の中核的な神社が、丹生神社の末社に位置づけられている現状を変えたかったのだと思います。それと共に、祭神や由緒まで変えています。ただこれは殿様が意向のみで定着するものではないので、直條の死とともに自然に廃れていきます。表記も「護宮」から「五ノ宮」に戻っていくし、新調した由緒も使われなくなっていく。ただし、この時に直條が取り組んだ、神社を再興して祭礼を始めるということは今でも繋がっており、五ノ宮神社の現在の基盤を築いたのは直條だったのです。

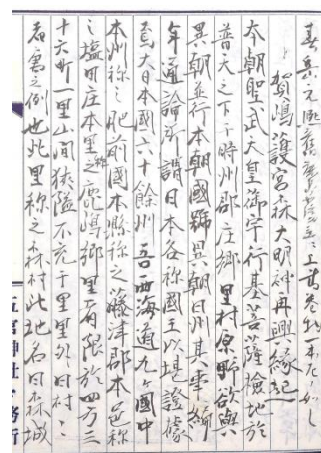


写真 2 「賀嶋護宮森大明神再興縁起」(五ノ宮神社蔵)

それから五ノ宮神社の下宮の変遷を抑えていくことも重要です。最初の下宮は中村区宮ノ前にありました。これは五ノ宮神社のすぐ近くです。この段階での氏子は森村・土井丸村・中村だけで、井手村や常広村はそれぞれにある天子神社の氏子でした。それが享保 7 年(1722)に常広村の田代天満宮に下宮が遷ります。これは常広村と新籠村が五ノ宮神社の氏子圏に含まれたということの意味します。この田代天満宮は城の移転に伴い、高津原の東小路に移転してしまいます。その後しばらくの間、下宮の所在は不明ですが、明治時代になって、本町区にある魚町天満宮（本町天満宮）が下宮になっています。本町区と乙丸区は、江戸時代には五ノ宮神社の氏子には含まれていませんが、魚町天満宮が下宮になったことで氏子圏に含まれました。その後、明治 6 年(1873)に五ノ宮神社が村社になった時に、蓮池藩領だった井手村・三部村が氏子になります。

五ノ宮神社は当初から北鹿島地区の惣鎮守だったわけではなく、氏子圏を段階的に拡大して、北鹿島地区の惣鎮守へと成長していったのです。

最後に、北鹿島地区の歴史を伝えていく上で最も重要と感じたことをお話しします。

文政 11 年(1828)8 月に“子年のあらし”(シーボルト台風)という非常に大きな台風と、それに伴う高潮に佐賀平野一帯が襲われています。願行寺の屋根の上まで水が来たそうで、五ノ宮神社の社殿も流されています。それほど大きな台風でした。

この時の記録を見ていくと、鹿島藩の死傷者は死者 54 人・怪我人 104 人でした。家屋被害は倒家 1292 軒・半壊 888 軒・流家 98 軒・焼失家 81 軒で、合計 2359 軒が被害を受けています。明治 2 年(1869)の鹿島藩の総軒数は 2627 軒です。単純に比較すると、鹿島藩の 90%以上の家が何らかの被害を受けたことになります。耕作地の被害を見ると、744 町余に及んでいます。寛政 6 年(1794)段階での鹿島藩の耕地面積は 1404 町余なので、半分以上の耕地が被害を受けたことになります。

佐賀藩内の他藩と比較してみると、死者数は佐賀藩 6220 人、小城藩 260 人、蓮池藩 1720 人で、鹿島藩は 54 人です。鹿島藩だけ被害を受けなかったのかというと、倒れた家も同じくらいの規模で被害を受けているので、必ずしも鹿島藩の被害が軽微だったわけではありません。

北鹿島地区に行って景観を見ると、どこに逃げるのだろうかというくらい平野が広がっています。隣の牛間田や高津原に山があるとはいえ、洪水や高潮、台風のときに、塩田川や鹿島川を渡って逃げることは出来ません。そういう中で、なぜ“子年のあらし”の際に鹿島藩の犠牲者は少なかったのでしょうか。

そうした中で、注目されるのが災害伝承です。長崎市街地に近い山川河内地区では、幕末に起きた洪水で 33 名が亡くなり、それ以来、毎年犠牲者の供養のために念仏講として月命日に饅頭を全世帯に配っています(“念仏講まんじゅう”)。昭和 57 年の長崎大水害の時、他の近隣地区は多数の犠牲者が出たのに、この地区だけは死者が出ませんでした。“念仏講まんじゅう”を続けてきたため、その時に「何で饅頭を配ると？」と子どもが親に聞くわけです。その時にこんなことがあったよとか、あそこが崩れたとか、そういうことを地域で再確認する場があったわけです。それによって、水害が起きた時に適切な対処と避難が出来、人的被害が出なかったのです。

長い間、高潮や洪水と共存してきた北鹿島でも、こうした災害の前兆に関する伝承や避難に関する意識が村や家を単位として地域に継承・定着していたと考えられます。こういう前兆があったときにはどのように行動しなさいとか、そういった災害伝承がしっかりあって、避難できたから被害が少なくすんだのだと思います。

ただ、現在は立派な堤防が完成して、それが決壊することは考えにくい時代になっていて、災害伝承を継承する機会もなくなってきています。常広区にある八大龍王神社の石祠には「大正甲寅高潮被害記念 修祀 常広区中」と刻まれています(写真 3)。「大正甲寅高潮被害」とは大正 3 年(1914)に北鹿島を襲った高潮のことで、高潮で流された八大龍王神社を再建し、災害の事実を現在に伝えています。これが現存する北鹿島唯一の災害伝承遺跡になります。



写真 3 八大龍王神社碑

被災して、かろうじて命をつないだ人々が、自分たちの体験をいろんな形で地域の中に残します。地域の災害伝承を引き継いでいく方法としては、「書く」「話す」「刻む」があります。しかし、現時点で、より重要なのは途絶えかけている災害伝承を「探す」ことです。「探す」ことから始めないといけないところまで来てしまっ

いるのです。そして、探し出した災害伝承をこれからの地域の命を守るためにどのように役立てていくのかは、それぞれ区や地区全体で考えるべき極めて重要な問題だと思います。

「かしま再発見」という展示は、市民立の財団として、市民の皆さんとともに地域の歴史を通して様々な資源を発掘し、その価値を共有・普及すること。そして“現在”を見つめ、“未来”を描くための第一歩です。今後も、地域の皆様のご理解・ご支援のもと、さまざまな取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。